

湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

平成21年4月1日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性の高い住宅にするための補強工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、湯河原町補助金等交付規則（昭和43年湯河原町規則第19号。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断法又は精密診断法により耐震診断技術者が行う木造住宅に対する耐震性の診断をいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造耐震診断資格者講習（平成7年度から平成9年度までに神奈川県が実施した木造住宅耐震診断・改修技術講習会及び平成10年度から平成29年度までに神奈川県が実施した木造住宅耐震実務講習会を含む。以下同じ。）を修了したものをいう。
- (3) 総合評点 既存の木造住宅における一般診断又は精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したものをいう。
- (4) 補強設計 次号に規定する耐震改修工事を満たすために行う耐震改修工事の施工に必要な工事図面及び仕様書を作成し、概算工事費を算出することをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断を行った結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を改修後の総合評点が1.0以上とするための補強工事であって、耐震診断技術者の設計による工事を行うものをいう。
- (6) 現場監理 耐震改修工事の現場の立会い及び補強箇所の確認を行うものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、町内に存する木造住宅の在来軸組工法であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築又は同日において工事中であった個人所有の一戸建住宅、二世帯住宅若しくは兼用住宅（兼用住宅にあつては、居住の用に供する床面積の占める割合が延べ床面積の70パーセント以上であること。）。ただし、同年6月1日以降に増築され、又は改築されたものを除く。

- (2) 補強設計については、この要綱による耐震診断の総合評点が1.0未満のもので、耐震診断技術者が設計したもの
- (3) 耐震改修工事（現場監理を含む。）については、前号に規定する補強設計の補助金交付決定を受けているもの
（補助対象者）

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する補助の対象となる建築物を自ら所有し、かつ、居住する者及びその配偶者（同居の者に限る。）並びにそれらの者の1親等の親族とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 町税等（湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号）別表第1に掲げる歳入）を滞納している者及びその者を含む世帯に属する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はその者を含む世帯に属する者
- (3) 前2号のほか、町長が適当でないと認める者
（補助率及び補助額）

第5条 この要綱に基づく補助の対象は、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事（現場監理を含む。以下「耐震改修工事等」という。）に要する経費とし、各補助率及び補助額の算定は別表に掲げるとおりとする。

2 同一木造住宅に係る前項の補助は、それぞれの区分につき1回に限り受けることができる。

（交付の申請）

第6条 第4条に規定する補助対象者で補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長と協議をした上で、湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる補助金の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類（以下「関係書類」という。）を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断に係る補助金の申請 次に掲げる書類
 - ア 委任状（申請者本人が申請する場合を除く。）
 - イ 対象住宅の位置を表示した地図
 - ウ 現況の写真
 - エ 建築年月日を証明するための書類
 - オ 建物の所有者及びその建物への居住者を証明する書類（所有者以外の者にあつては、所有者又はその配偶者との関係を証明する書類）
 - カ 耐震診断を実施する耐震診断技術者が建築士であることを証する書類の写し

- キ 耐震診断を実施する耐震診断技術者の木造耐震診断資格者講習の講習修了証明書等の写し
 - ク 耐震診断に係る見積書の写し
 - ケ その他町長が必要と認める書類
- (2) 補強設計に係る補助金の申請 次に掲げる書類
- ア 耐震診断の結果を表示する書類及び図面の写し
 - イ 補強設計に係る見積書の写し
 - ウ その他町長が必要と認める書類
- (3) 耐震改修工事（現場監理を含む。）に係る補助金の申請 次に掲げる書類
- ア 耐震改修工事の施工前及び施工後の状態を表示する図面
 - イ 工程表
 - ウ 耐震改修工事等の見積書の写し
 - エ その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金交付の適否を決定し、その結果を湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（工事の着手等）

第8条 前条の規定による補助金の交付の通知を受けた者は、その通知を受領後、速やかに耐震改修工事等に着手するものとする。

（変更等の承認）

第9条 申請者は、第6条に規定する申請書又は関係書類に記載した事項のうち、次の各号のいずれかに該当するものを変更しようとする場合は、湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付変更申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の額
- (2) 施工箇所及び施工方法
- (3) 着手及び完了予定日

2 町長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査し、相当と認めたときは、湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、申請を取り下げようとするときは、湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定取消等）

第11条 町長は、交付決定の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件

の変更を行うときは、湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定取消し・変更通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
（実績報告）

第12条 申請者は、当該申請に係る工事等が完了したときは、湯河原町木造住宅耐震改修工事費等完了実績報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の補助金 次に掲げる書類

- ア 耐震診断結果報告書の写し
- イ 耐震診断に係る領収書の写し
- ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 補強設計の補助金 次に掲げる書類

- ア 補強設計図書の写し
- イ 補強設計に係る領収書の写し
- ウ その他町長が必要と認める書類

(3) 耐震改修工事（現場監理を含む。）の補助金 次に掲げる書類

- ア 耐震補強工事に係る工事請負契約書の写し
- イ 耐震改修工事（現場監理を含む。）に係る領収書の写し
- ウ 耐震補強工事を実施する箇所ごとの施工中及び施工後の状態を撮影した写真
- エ 耐震改修後の診断報告
- オ その他町長が必要と認めた書類

2 前項に規定する完了実績報告書は、申請した補助金の区分の完了日から起算して30日を経過する日又は交付決定の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の完了実績報告書を受理した場合は、速やかに補助金額を確定し、湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条第3項に規定する補助金の確定通知を受けた申請者は、速やかに湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第5条関係）

区 分	補助率及び補助額の算定
耐震診断	経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が50,000円を超えるときは50,000円を上限とする。
補強設計	経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が100,000円を超えるときは100,000円を上限とする。
耐震改修工事	経費に2分の1を乗じて得た額（現場監理に係る経費を除く。）とし、その額が300,000円を超えるときは300,000円を上限とする。現場監理費については、現場監理に係る経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が50,000円を超えるときは50,000円を上限とする。

注 各補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。